

ちゅうせい



特集

国と地方公共団体との連携

宮古島市における海中公園工事による水質汚濁原因裁定申請事件
について

誌上セミナー

大気汚染について

第3回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（前編）

ネットワーク

がんばってまーす

公害苦情相談対応で心掛けていること。まずは現場へ。 [三重県松阪市]
公害苦情相談対応をとおして [愛媛県宇和島市]



段畑

(写真提供：愛媛県宇和島市)



天に至るみかん畑

(写真提供：愛媛県宇和島市)

Contents

2 特集 国と地方公共団体との連携

宮古島市における海中公園工事による水質汚濁原因裁定 申請事件について

東京高等裁判所第21民事部判事（元公害等調整委員会事務局審査官）

よしだ みつひさ
吉田 光寿

6 誌上セミナー「大気汚染について」

第3回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向（前編）

公害等調整委員会事務局

30 公調委委員によるリレーエッセイ（第2回）

公害等調整委員会委員

かみや かずこ
上家 和子



松阪もめん
(写真提供：三重県松阪市)



松阪鶏焼き肉
(写真提供：三重県松阪市)

<ネットワーク>

32 がんばってまーす

公害苦情相談対応で心掛けていること。まずは現場へ。

三重県松阪市環境生活部環境課係員

みずもと あつし
水本 篤

公害苦情相談対応をとおして

愛媛県宇和島市市民環境部生活環境課環境衛生係主事

しみず かずき
清水 一樹

36 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

37 公害等調整委員会の動き(令和5年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

43 都道府県公害審査会の動き(令和5年7月～9月)

公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真 「御城番屋敷」 <関連：32 ページ> (写真提供：三重県松阪市)

松坂城裏門跡を出た先に石畳の両側に武家屋敷が並んだひとときわ目を引く一画があります。ここはかつての松坂城三ノ丸の中です。

裏門跡と搦手門(竹御門)跡を結ぶ石畳の両側に、美しく整えられた塙垣を巡らした御城番屋敷は、松坂城を警護する「松坂御城番」という役職の武士20人とその家族が住んだ武士の組屋敷です。

屋敷には、今も子孫の方が住まれ、維持管理を行っています。現存する江戸時代の武家屋敷でも最大規模を誇る貴重な建造物で、平成16年、国指定重要文化財に指定されました。

宮古島市における海中公園工事による 水質汚濁原因裁定申請事件について

東京高等裁判所第 21 民事部判事（元公害等調整委員会事務局審査官）

よし だ みつひさ
吉田 光寿

1. 事案の概要

本件は、沖縄県宮古島市において、サンゴ礁保全を目的とした活動を行っている申請人らが、平成 23 年 2 月 4 日、被申請人である宮古島市に対し、申請人らの被害は、被申請人が工事関係法規に背き、海中公園工事現場から流出させた赤土等による水質汚濁公害による、との原因裁定を求めた事案です。原因裁定の制度は、民事上の損害賠償の要件のうち、加害行為と被害結果との間の因果関係に限定して法律判断を行う制度です。

宮古島海中公園は、宮古島北部狩俣西岸の水深約 2 m に設置された長さ 29.6m、幅 5 m、面積 150 m²のコンクリート製海中観察施設を主とする観光施設です。平成 22 年 8 月に起工され、同年 10 月から 11 月にかけて海中観察施設工事場所の造礁サンゴが保全のため移植された後、同月から平成 23 年 3 月にかけて海底掘削工事が行われました。しかし、同工事中に工事場所に設置された汚濁防止膜等がしばしば破損したことにより、濁水が流出、拡散し、また、破損した汚濁防止膜の一部は波浪により海底を移動して周辺のサンゴに死滅等の悪影響を及ぼした可能性が指摘されました。

当初は、沖縄県公害審査会に調停が申し立てられた後に、公害等調整委員会に原因裁定の申請が行われたことから、公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項の

規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設けることとなりました。ちなみに、沖縄県公害審査会の調停事件は、平成 23 年 9 月 12 日に調停が成立しておりますが、その後も、原因裁定の手続を進めることとなりました。

事件の処理経過	
平成 23 年 2 月 4 日	申請受付
4 月 28 日	事務局による現地調査
5 月 23 日	第 1 回裁定委員会
7 月 15 日	土屋誠氏を専門委員に任命
7 月 25～29 日	サンゴ類生息状況調査
12 月 20 日	第 2 回裁定委員会
平成 24 年 5 月 9 日	第 3 回裁定委員会
5 月 16 日	第 1 回審問期日（那覇市）
6 月 27 日	第 4 回裁定委員会
8 月 2 日	第 5 回裁定委員会
12 月 3 日	職権により調停へ移行
12 月 13 日	第 6 回裁定委員会
12 月 17 日	第 1 回職権調停期日（那覇市）（調停成立）

2. 審理の経過

(1) 専門委員の選任

自然環境に関する事案だったことから、担当者としては当職のほか、環境省出身の審査官及び審査官補佐が担当となりました。まずは、早期に情報を収集するとともに現場の状況を把握するため、平成23年4月28日、事務局による現地調査を実施し、周辺のサンゴ生息状況について確認したほか、当事者双方から、海底掘削工事の内容及びサンゴ被害の実態に関する説明を受けました。これと並行して専門委員の人選を進め、当時、日本サンゴ礁学会会長、琉球大学教授であられた土屋誠氏を同年7月15日に専門委員として選任することができました。

専門委員の選任は、事件の処理において最も重要な手続と考えられます。本件については、事案の解明のためにはサンゴの生態及びその死滅の原因を検討する必要があります。上記の工事の原因以外にも、オニヒトデ等による食害の可能性なども考えられるところであり、申請人らの主張立証活動のみで因果関係の立証をすることが容易な事案ではありませんでした。

専門委員の役割として、専門的知見を活用し、裁定委員会及び事務局を補助する役割を果たすことが期待されております。土屋専門委員の選任により、サンゴ研究の第一人者の専門的知見が活用できることとなり、非常に心強いものを感じました。このあと説明しますが、職権調査の実施における指導、意見書の作成、調停条項案の関与と事件全般でご活躍いただき、調停成立後の専門委員会への関与と現在においてもご尽力いただいております。また、専門委員の人選を主として進められた環境省出身の内藤審査官の功績も大きいと考えております。公害等調整委員会は、裁判所からだけでなく、行政庁（内閣府、総務省、厚

生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省等）からの出向者が多数配置されており、専門性の高い事件に対し即応できる力を持っていることに当時非常に感心したことを覚えております。

(2) 職権調査の実施

専門委員の選任手続と並行して職権調査を行うこととしました。「宮古島市における海中公園工事箇所周辺サンゴ類生息状況調査」というものです。この調査においては、海底掘削工事前に作成された「平成21年度宮古島市海中公園環境調査業務委託報告書」により得られている同工事前のサンゴの生息状況等との比較を行い、それらの変化を可能な限り定量的に検討することとし、また、同工事の前後におけるサンゴの生息状況に明確な変化があった場合には、考えられる原因についても併せて検討することになりました。職権調査の実施は、公害等調整委員会に認められた大きな権限であり、事案の解明のために予算を講じて調査機関に調査を委託することが行われます。

調査を実施した、いであ株式会社の報告書によれば、①施設全面の礁原（海面付近に広がる平坦面）のサンゴは、施設から20m程度離れた場所においても、死サンゴも少なく裸岩に近い状態が見られるため、破損した汚濁防止膜の一部が波浪により翻弄されて海底を移動したことによる物理的破壊を受けたと考えられる。また、流出した赤土、その他破砕物の分布状況から破砕物の影響も受けたと考えられる。これらの工事に起因すると考えられるサンゴへの影響は、当初想定していた工事の影響を受けると考えられた範囲よりも広い範囲まで及んでいるといえる。なお、オニヒトデの食害の可能性はゼロではないものの、周辺礁原のサンゴ被度が高い点を考えると主たる原因

ではないと推定される。②施設前面の礁縁と礁斜面のサンゴは流出した石灰微粉の分布状況から影響を受けたと考えられるが、他方で相当数のオニヒトデが駆除されており、沖合側ではオニヒトデのサンゴ死滅の可能性も除外できない。③移植したサンゴは全て死滅しており、移植地点における自生のサンゴも極めて少なかった。海中観察施設前面海域に移植したサンゴの多くは工事による破碎物の影響により死滅後、台風による波浪により消失したと考えられるなどとされました。

いであ株式会社の作成した報告書は、職1号証として平成23年1月に当事者双方にも示されました。

この報告書の成果は、被申請人である宮古島市において、宮古島市長名での平成24年5月14日付け「宮古島海中公園の今後の取り組み」と題する書面が提出されたことにあります。同書面においては、被申請人が宮古島市狩俣において建設した海中公園海中観察施設の工事に際し、海面に設置した汚濁防止膜が時化により破損し、当初想定していた工事影響範囲外にも及んでいること、また、工事で発生した濁水を汚濁防止膜設置区域外に拡散させた事実があったことを踏まえ、本市としては、今後、サンゴ再生に取り組みたいとして、①破損した海域へのサンゴ移植については、海中公園を運営している指定管理者、サンゴの養殖をしている漁民と連携しながら自然着床だけに頼らず移植も積極的に実施すること、②オニヒトデ駆除については関係機関と連携しながら今後も駆除活動を継続して行きたいことを明らかにしました。

（３）調停成立に至るまで

このような被申請人の意見表明を踏まえ、裁定委員会としては調停による解決の方向性も検討することとなりました。土屋専門委員には意見書

の作成を依頼するとともに、平成24年5月16日に那覇市内で開催された第1回審問期日においては事務局において当事者双方から今後の進め方についての意向を確認することとなりました。

土屋専門委員の平成24年6月27日付け意見書においては、当事者双方からの提出証拠及び職権調査の結果を踏まえて、サンゴの被度が激減した、あるいはサンゴが消滅した原因については工事の影響が最も大きく、その原因として汚濁防止膜が剥離し、波浪により周辺を移動してサンゴに物理的に損害を与えたこと、微細粒子が長時間海水中に滞留してサンゴに悪影響を与えたことが考えられ、他方で、オニヒトデによるサンゴ礁の食害による被害が工事の前後の時期において発生した可能性は低いと思われるとの意見が示されたほか、提言として、①日本サンゴ礁学会の協力の下で、サンゴ礁に関する勉強会を開催して相互に理解を深めること、②「エコアイランド宮古島宣言」に基づいた統合した環境管理保全策を策定すること、③自然の仕組みについて勉強し、人材育成に向けた努力をすること、④今後は、日本サンゴ礁学会の専門家や申請人ら地元で活動している地見者の協力も得たサンゴの育成やオニヒトデ対策といったサンゴの保全等、宮古島の自然環境保全に資する取り組みを進めることなどが提示されました。この意見書は職2号証として当事者双方にも示されることとなりました。

これに対しては、宮古島市長名での平成24年7月3日付け書面において、①今後行う公共工事において、海洋の水質汚濁を防止するため最善を尽くします、②宮古島市は、「第一次宮古島市総合計画」において、「美しい海と島を取り巻く海岸は本市のかけがえのない財産」との認識の下に、美しい海と海岸の保全に向けてマナー向上の意識の啓発や自然環境保全活動を促進することとしております。土屋専門委員からご指導のありま

したコメントを今後の宮古島の美しい海、海岸等の保全に役立てていきたいと思ひます、との意見が述べられました。

このように、被申請人である宮古島市においても、土屋専門委員の提言に賛同する意向が示されたことから、事務局としては調停案の作成に取り組み、当事者双方の意見聴取を踏まえるとともに、土屋専門委員からの意見に基づく修正を加えるなどして、当事者双方との協議を行ったところ、裁定委員会は、平成 24 年 12 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の 33 及び第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付すこととなりました。そして、被申請人である宮古島市においても同月 10 日に調停について市議会での了承が得られたこともあり、同月 17 日に那覇市内で開催された第 1 回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本件は終了しました。調停成立に向けた経過についてはあまり詳らかにできませんが、①サンゴの移植・移設・再生等及びオニヒトデの駆除活動等を実施するための専門委員会の設置、②公害等調整委員会事務局及び申請人らにつき同委員会にオブザーバー参加することについて実現することができたことは調停の大きな成果ではないかと思っております。

この調停に基づき、平成 25 年 8 月 19 日、宮古島市海中公園環境整備専門委員会が発足し、土屋専門委員が同委員会の委員長に就任しました。現在においても専門委員会の活動は続いており、残念ながらサンゴ再生への道は容易なものではないようです。

3. おわりに

本件は、事務局による現地調査、職権調査の実施、専門委員の選任及び意見書の作成という公害等調整委員会の専門性がフルに発揮された事案といえます。それにより、調停に基づく専門委員会の設置及び公害等調整委員会事務局によるオブザーバー参加によるフォローアップの実施という成果を挙げることができました。審理期間は約 1 年 10 か月となりますが、比較的早く事件処理ができた事案ではないかと思ひます。

当職は、公害等調整委員会には平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月まで在籍しており、多種多様な事件の経験をさせていただきましたが、本件は、当職にとって思い出深い事件の一つとなりました。

地方自治体の皆様におかれましても、このような活用法があることをご理解いただき、公害等調整委員会の専門性を発揮するに適した事例がございましたら、ご連絡・ご相談いただければ幸いです。

大気汚染について

第3回「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向 （前編）

公害等調整委員会事務局

今年度の誌上セミナーは大気汚染をテーマに連載しています。第3回は、「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向について取り上げます。前回取り上げた「大気汚染に関する苦情の現状」の執筆に当たって実施した大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリングを通して得られた「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向、特徴及び今後の課題について、前編と後編に分けて紹介していきます。

【はじめに】

大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリングは、今年度の誌上セミナーの第2回「大気汚染に関する苦情の現状」の執筆に当たって情報収集の一環で実施しました。ヒアリングは大気汚染に関する苦情のうち「焼却（野焼き）」に関して相対的に苦情受付件数の多い36の自治体（1県、35市）に協力していただきました。ヒアリングでは、日頃、公害苦情を担当されている現場担当者の皆様に、個人の感想でも構わないので、野焼きに関する苦情の傾向や特徴について分かる範囲で教えていただきたいとお願いして話をさせていただきました。

個々のヒアリングで得られた内容をそのまま全国的な傾向であると一般化することはできませんが、中には複数の市で共通するコメントを得ることもできました。日頃、公害苦情相談を担当されている方には、所属する自治体においても今回のヒアリングで得られた内容と同様の傾向が見られるという方もいらっしゃるかもしれません。

ヒアリングの実施に当たって、まずは県の公害苦情の主管課で苦情の傾向や特徴を把握していると思い、いくつかの県の主管課に連絡したとこ

ろ、公害苦情調査の取りまとめはしているが、詳細は把握していないため、直接市区町村の窓口を確認してほしいということでした。都道府県の公害苦情の主管課には、都道府県内の各市区町村の公害苦情の傾向や相談対応の実情を知る機会がないところもあると思います。また、各市区町村の公害苦情相談の担当課でも、他の市区町村の実情を知る機会はありませんと思います。ヒアリングは公開を前提としないものでしたが、有益な情報を得ることができたため、ヒアリングにご協力いただいた自治体の皆様にご了解いただき、個々の自治体が特定できないよう加工した上で「ちょうせい」に掲載することにしました。

ヒアリングでは、野焼きに対する苦情には住民間のコミュニケーション不足が背景にあると感じるとのコメントを複数聞きました。また、野焼きの行為者の中には、ゴミの量が多いこと、処分に費用がかかること、高齢ということもあってゴミを処分する場所まで持ち運ぶことが困難なこと等から、これまで慣例的に行っていた野焼きをせざるを得ないと主張する方が多いということも聞きました。他にも様々な課題を伺うことができましたが、関係者の皆様におかれましては、こ

うした課題の検討に当たって、今回の誌上セミナーを活用していただけると幸いです。

た自治体のご担当者様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

最後に、この度のヒアリングにご協力いただき

【ヒアリング実施概要】

- ・大気汚染の苦情受付件数に関する自治体ヒアリング・意見交換
 - ・実施日：令和5年6月12日（月）から6月28日（水）まで
 - ・対 象：大気汚染に関する苦情のうち「焼却（野焼き）」に関して相対的に苦情受付件数の多い1県及び35市の環境担当課に所属する職員
- ※市の選定の考え方
- ①焼却（野焼き）に関する苦情受付件数の多い11県について、市町村別の内訳を確認し、苦情受付件数が相対的に多い1県、32市を選定。
 - ②隣接県と比較して焼却（野焼き）に関する苦情受付件数が相対的に多い2県について、市町村別の内訳を確認し、苦情受付件数が相対的に多い3市を選定。
- ・方 法：オンライン又は電話により実施

Ⅰ. 「焼却（野焼き）」の傾向

1. 苦情の計上の整理等

ヒアリングでは、初めに、日頃、市民や関係機関から様々な形で野焼きに関する連絡が入ってくる中、どのような連絡を公害苦情として計上しているのかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

苦情受付件数が非常に多かったことから、野焼きのワンストップコールを設けて、野焼き苦情の受付と対応を全て業者に委託している市もありました。

（1）苦情相談・通報を受けた場合の公害苦情への計上の整理

○公害苦情相談窓口では、「焼却（野焼き）」に関する苦情相談や通報があった場合、その内容に関わらず公害苦情として計上する市もあれば、次の点を確認した上で、計上するか否かを整理している市もある。

- ・今まさに燃えている事案か否か
- ・具体的な被害の有無
- ・対応要請の有無
- ・燃えている場所を特定できるか否か
- ・現場に行った際、焼却が行われていたことが確認できるか否か

○一つの発生源に対して複数の苦情相談・通報を受けた場合は、発生源・行為者ごとに公害苦情として計上する市もあれば、苦情相談・通報の申し立て者ごとに計上する市もある。

【主なコメント】

- ・どんな内容であっても基本的に全て苦情として計上する。
- ・苦情相談・通報を受けた場合は、職員が現場を確認する。その際、燃えているところを確認できない場合は苦情として計上しない。
- ・現場の特定ができず、職員が現場に行くことができない場合は苦情として計上しない。
- ・具体的な被害（生活環境上の支障や健康被害）は無く、対応要請も無い、単に煙が出ているだけといった場合、苦情として計上する市もあれば、計上しない市もある。
- ・現在進行形で燃えている場合は、職員が現地調査をするため苦情として計上するが、過去の事案の場合は苦情として計上しない。
- ・一つの発生源に対して複数の苦情相談・通報を受けた場合は、発生源・行為者ごとに計上する市もあれば、苦情相談・通報の申し立て者ごとに計上する市もある。

（２）過去の事案に対する対応例

○苦情相談や通報の内容が過去の事案の場合は、煙が出ている時や燃えている時に改めて連絡してもらおうよう対応している市もある。

【主なコメント】

- ・過去の事案の場合は、煙が出ている時に改めて連絡してほしいと対応している。
- ・燃えているところを確認しないと何を燃やしているのか判断できないこともある。指導の仕方も変わるので、通報者には燃えている時に連絡をしてもらうように伝えている。
- ・過去の事案の場合は、現地に行った際に燃えかすが複数あり、どの場所に関する通報であったのかが分からないことがある。行為者が特定できずに空振りになってしまうこともある。

（３）夜間・休日の対応

○夜間、休日の対応は、宿直、日直、当直又は警備員で通報を受け付けて、環境課の職員が対応する市もあれば、消防を案内している市もある。

○消防で通報を受け付けた場合、市の環境課に連絡が行く体制を構築し、事案により環境課職員が消防に同行している市もある。

【主なコメント】

（宿直、日直、当直又は警備員で通報を受付）

- ・当直や日直、宿直で通報を受け付けて、環境課の職員に通報内容が伝達され、環境課の職員から通報者にかかけ直すようにしている。ただ、環境課の職員に連絡がつかない場合もあり、その場合は後日対応している。
- ・夜間は警備員、休日は日直・宿直が通報を受け付けており、環境課へ通報内容が伝達される。時間的なズレは生じるが環境課で事後的に対応している。苦情として計上している。
- ・当直や日直・宿直で通報を受け付けて、消防を案内している。現場でまさに燃えている場合は消防で

指導してもらっている。市には事後報告があるが、こういった事案は苦情として計上していない。

- ・休日、夜間の通報は消防に対応を依頼している。消防から市に対して野焼きへの指導の依頼があった場合は苦情として計上し、後日対応している。

（消防で通報を受付）

- ・休日、夜間の通報は消防で受け付けている。市には緊急連絡網で連絡が来るので、現場に行ける時は市の職員も同行する。同行できない場合は、状況を聞いて、後日、現場に行くこともある。現場に行った場合は苦情として計上している。
- ・休日、夜間の通報は消防で対応しており、野焼きの場合はすぐに現地を確認している。翌日、消防から市の環境課に地図入りの現地確認報告書を FAX してもらっている。それを元に市で現地を確認している。

（警察で通報を受付け）

- ・その他、市民から警察に通報があり、警察が現地に行って指導する場合もある。

（４）消防における対応

○市は野焼きに対する指導を担当し、消防は火災や火災の危険性がある場合に対応している。

野焼きの火の程度が大きい場合は、市の環境課と消防で連携して対応している市もある。

○消防で通報を受け付けた場合、市で対応しなかった場合でも公害苦情として計上する市もあれば、市への対応依頼があった場合のみ計上している市もある。また、市への対応依頼があった場合でも、野焼きが行われていたことが現場で確認できた場合のみ計上している市もある。

【主なコメント】

（消防における対応）

- ・市は野焼きの指導、消防は火災予防で火災の危険性がある場合に対応している。
- ・市民から通報があれば、環境課の職員が水の入ったポリタンクを持って現地に行って消火している。大きな火の場合は消すことができないため、消防と連携して消火してもらっている。
- ・消防だけで対応する事案は、市に情報が来ない。市に情報が来るかどうかは火災の規模による。大規模火災だと市と消防とで連携して、行為者に指導している。

（消防が対応した事案の苦情の計上の整理）

- ・消防が対応した事案は、市の対応の有無に関わらず苦情として計上する市もあれば、市への対応依頼があった場合のみ苦情として計上している市もある。
- ・消防が対応した事案で、市に現場を見に来てほしいと連絡があり、現場で野焼きが行われていたことが確認できた場合は苦情として計上するが、確認できない場合は苦情として計上しない市もある。
- ・消防で対応したものは、産業廃棄物関係の焼却事案のみ市に報告が来る。報告があったものは苦情として計上している。

(5) 廃掃法の適用除外の対応

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の適用除外（「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 14 条第 4 号））に当たる事案も公害苦情として計上している。
- 廃掃法の適用除外の事案の場合、現場で行為者に火を消してもらえない時もあり、対応に苦労している。
- 廃掃法では野焼きは原則禁止であるが、例外規定があり、その解釈で行為者ともめることがある。解釈を誰に確認していいかわからないことが悩みである。

【主なコメント】

- ・廃掃法の適用除外のケースも苦情として計上している。
- ・廃掃法の適用除外の事案であっても、野焼きで迷惑している人がいる場合は行為者に対して周囲の迷惑にならないようにとお願いしている。野焼きの現場で行為者に火を消してもらうようお願いする場合もある。行為者によっては、火を消してもらえないこともあるので対応に苦労している。
- ・畑、農業地域が多い市である。ほとんどが畑での野焼き。農業残渣の焼却をしている。新しく転居してきた若い世代と野焼きをしている世代の意識の違いで苦情が発生している。廃掃法では野焼きは原則禁止であるが例外規定があり、その解釈でもめる。誰に確認していいかわからないのが悩みである。物分かりがいい人ばかりではないので、焼却する以外に片付けられないというケースが多い。焼却禁止になると農業は続けられないという話になる。罰則があるので警察に通報するという話になっても、警察としては現行犯でないといけない。結局、問題が片付かない。
- ・農業残渣が多いので野焼きをしている。行為者は農業は野焼きを認められているという認識であり、「やむを得ない」の解釈の線引きを誰に聞いていいかわからない。解釈の線引きをしてほしい。

(6) 匿名の苦情相談、通報

- 被害が切実な場合は、事後連絡を求めてくることが多く通報が匿名のことはない。
- 野焼きについては匿名の通報が多く、市の職員にも名前を明かさない人もいれば、行為者に対しては誰から通報があったのかを明かさないでほしいという人もいる。
- 近所同士の繋がりがあるので、自分が苦情を言ったことを知られたくない。行政から指導してもらっても近所の関係性は続くので配慮してほしいという理由から匿名の苦情が多い。
- 他の苦情も含め匿名が増えている。隣近所の関係がよくないことが苦情の背景にあると感じることが多い。
- 匿名の通報は、どこで燃やしているのか特定できないことも多い。

【主なコメント】

（被害が切実な場合は匿名ではない）

- ・被害が切実な人は、事後連絡を求めてくる人が多いので匿名のことはない。

（匿名の苦情・通報が多い）

- ・野焼きの苦情は匿名のものが9割。相談中に熱くなって名前を明かしてくれる人もたまにいます。
- ・匿名の苦情・通報は全体の3、4割で、事後の報告を求めてこない。
- ・匿名の通報が多い。市の職員にも名前を明かさない人もいれば、行為者に対しては誰から通報があったかを明かさないでほしいという人もいます。
- ・電話のほかLINE・メールでの通報も対応している。付近に民家が少ない場合は、誰が通報したかが分かってしまうので匿名の通報が多い。
- ・近所同士の繋がりがあるので、自分が苦情を言ったことを知られたくない。行政から指導してもらっても近所の関係性は続くので配慮してほしいという理由から匿名の苦情が多い。
- ・相談者によっては、身バレが怖いので、苦情者を特定せずに近隣の方からの苦情として言ってほしいという人もいます。健康被害であるとか、小さな子どもがいるといった被害情報を行為者に提供することができない。
- ・現場に行き行って行為者に話をすると「今まで問題にならなかった。苦情はあいつが言っているのだろう」と言われる場合がある。行為者には、誰からの苦情かは分からないと対応している。
- ・匿名の苦情が多い。中には直接、行為者に言ったけれど解決しないため、市から言ってほしいという事案もある。苦情の常連もいるので、行為者に伝えたと「また、誰それが言っているのでしょうか？」と言われる時もある。
- ・匿名の苦情が多い。通報者が苦情者を特定されると近所で嫌がらせをされることを恐れている。匿名の相談であっても野焼きについては行為者に指導している。近所トラブルの延長で苦情が来る。
- ・他の苦情も含め匿名が増えている。隣近所の関係がよくないことが苦情の背景にあると感じることが多い。
- ・野焼きは匿名の苦情が圧倒的に多い。恐らく野焼きで受けている被害を解消したいというよりも、野焼きをしている行為者を取り締まってほしいという気持ちが強い。他の苦情は、事後報告を求めるので匿名ではないが、野焼きは匿名で事後報告を求めてこない。

（場所が特定できない）

- ・匿名の通報は、どこで燃やしているのか特定できないことも多い。
- ・匿名の通報が多いので、場所を特定するために住所を聞くようにしている。行為者に誰からの苦情であるかを伝えてほしくない、名前も言いたくないという人が多い。
- ・野焼きに関しては匿名の通報が多い。通報者が誰なのか分からず、燃えている場所からどれくらい離れているのかも分からないし、風向きの確認をしたいがどうしても教えてくれない人が増えている。煙で被害があるのかも分からない。

(匿名の苦情者・通報者の年齢)

- ・匿名は特に若い人に多い。苦情処理はするが、匿名なので結果を伝えられない。
- ・20代から40代くらいの女性に匿名の苦情が多い印象がある。

(7) 苦情対応の業務委託

○野焼きに関する苦情が多く、業務に支障が出ていたため、野焼きに関する苦情対応を業務委託している市もある。

【主なコメント】

- ・野焼きに関する苦情件数が多く、業務に支障が出ていたため、予算を措置して野焼きに関する苦情とその対応の全てを業者委託している。野焼きのワンストップコールを設置してからは、職員が現場に行くことはほとんどなくなった。悪質だったり、燃やしているものが産業廃棄物に近いものだと職員が行く場合もある。業務委託の背景は、ひっきりなしに苦情が来るので、毎回職員が現場に行くと事務が回らない。窓口に来られる市民もいるし、電話対応もある。予算を確保して年度で事業者と契約している。

2. 相対的に苦情が多い背景

苦情受付件数が県内の他の市町村と比較して相対的に多くなっている背景について、思い当たることがあるかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

- 慣習的に野焼きをしている場所で宅地化が進み、そういった場所に新しく転居してきた人からの苦情が多い。
- 外から転入してきた方と以前から住んでいる方に野焼きに関して意見の相違がある。
- 苦情の多い地域がある。そういった地域は農地も民家も多い。

【主なコメント】

(人口が多い、新しく転居してきた人からの苦情が多い)

- ・人口が多いので苦情も多くなる。
- ・人口が多く、農地の付近に住宅があり、そういった場所に新しく転居してきた人からの苦情が多い。
- ・昔から慣習的に野焼きをしている場所に新しく転居してきた人からの苦情が多い。
- ・もともと農地だったところに宅地転用などで新しく住み始めた人が増えている。そういった人からの苦情が多い。
- ・分譲住宅が田畑のある市街化調整区域に増えている。そういったところに転居してきた人からの苦情が多い。
- ・近年苦情が増えている。内容は、新しく転居してきた方からのもの。周辺では昔から野焼きをしてい

て、苦情を申立てるケースが多い。市は田畑が多いので、苦情も多いのだと思われる。

- ・郊外にある広い家では、一定数、野焼きをしている人がいる。宅地開発で外から転居してくると苦情になるケースが多い。
- ・都市計画の無指定のところが広がっている。畑の近くに住宅が建つようになってきたので苦情に繋がっている。
- ・市の特性として、かつては家庭から出るゴミは、庭で燃やすのが当たり前であったが、今でも年配の方を中心にこうした意識の方は少なくはない。若い世代、新たに移住された方は野焼きをしてはいけないという認識であり、こうした方から苦情が来ている。人口が密集している市街地は軽微な野焼きでも苦情が来ている。農村地域でも分譲地は苦情が多くなって来ている。

（住民の意見の相違がある）

- ・宅地化が進み外から転入してきた方からの苦情が多い。以前から住んでいる方と野焼きに関して意見の相違がある。ただ、以前から住んでいる方の中にも通報してくる方もいる。

（農地も民家も多い）

- ・苦情の多い地域がある。そういった地域は農地も民家も多い。

○農業地域の隣に都市部があり、都市部に住んでいる人からの苦情が多い。農村部では苦情にならない、あるいは苦情が少ない。

【主なコメント】

- ・田んぼが広がる地域の隣に都市部があり、慣例的に農作業の一環で野焼きが行われており、都市部に住んでいる人から苦情が多い。
- ・都市部と農村部が入り交じっている地域が多く、農地に接している住宅地から苦情が出やすい。苦情者のほとんどは県外から来た方である。
- ・街中があって、調整区域があって、都市計画区域外もある。都市部、近郊からの苦情が多い。農村部の苦情は少ない。農村部に車で行くと、簡易焼却炉があって煙が上がっている。人の出入りが少ないので苦情にならない。苦情になっていない野焼きは件数的には相当数ある。
- ・数年前に鉄道路線が開通し、もともと人が住んでいなかった田畑山林地区が開発された。開発区域の周辺は従来の田園地区のまま。そういった中、野焼き自体だいぶ減ってきた印象があるが、野焼きが一つでもあると苦情が寄せられるという状況である。
- ・住宅密集地からの苦情が多い。農村部、田舎では苦情がない。
- ・都市部ではない地域では、家庭に1台ドラム缶があるようなところ。そういった地域では野焼きは苦情にならない。野焼きに関する苦情は都市部に多い。
- ・都市部と田園部とで傾向が変わる。田舎では家庭菜園とか畑で野焼きをしていても堆肥になるということで苦情にならない。都市部では臭いということで、市民が権利を主張して、何とかしてほしいと言ってくる傾向がある。

○農家が多いので野焼きに関する苦情が多い。

○夜中の籾殻くん炭が苦情になる。籾殻くん炭は時間がかかるので、一晩中、何度も苦情が来てしまう。

【主なコメント】

- ・農家が多いので野焼きに関する苦情が多い。
- ・栗の栽培が盛んである。どうしてもイガ、葉、剪定枝がゴミとして出る。畑で肥料として使用するため、これらを焼却することが多く、苦情も増えている。
- ・国道の北に農地が広がっており、農家と隣接しているところから苦情が増えている。
- ・夜中の籾殻くん炭が苦情になる。籾殻くん炭は時間がかかるので、一晩中、何度も苦情が来てしまう。畑と住んでいる所が離れているため、行為者を特定できないこともある。

○落ち葉を燃やしている地域に転居してきた方からの苦情が増えている。

【主なコメント】

- ・田舎なので庭が広くて落ち葉が大量に出る。昔から落ち葉は燃やしており、そういった地域に転居してきた方からの苦情が増えている。

○人間関係が上手くいっていないため市へ苦情が来ている。地域のコミュニケーションが上手くいっていないことが背景にあると思う。

○住民同士のコミュニケーションが上手くいっている場所では苦情が少ないように思う。

【主なコメント】

- ・人間関係が上手くいかずに、塵も積もってというか、市へ苦情が来ている印象。地域のコミュニケーションが上手くいっていないことが背景にあると思う。
- ・以前は、野焼きは普通のことなので苦情にならなかった。今は、田畑が多い場所に野焼きを知らない方が転居してくる。元から住んでいる農業をしている方と転居してきた方とのコミュニケーションが無いと野焼きが理解できないので苦情を申し立てる傾向がある。
- ・昔から住んでいる方と新しく転居してきた方との関係で苦情になっている。現場に行くと「誰が苦情を言ってきたの?」、「またあそこの人か?」と想像で言ってくる。近隣住民の中で想像できるような地域もある。
- ・住民同士のコミュニケーションが上手くいっている場所では苦情が少ないように思う。
- ・農業をしている若い方は、近隣トラブルにならないようにしている。

- 煙に敏感で、被害がなくても、煙が上がっていると通報してくる人が増えた。
- 指導しても野焼きを繰り返している行為者がいて、苦情件数が増えている。
- 特定の人から何度も通報が来て苦情件数が増えている。
- 解決に至らず近所トラブルになり、年に何度も苦情として通報のある事案がある。
- 一つの発生源に対して複数の苦情があるケースがたまたま多かった。

【主なコメント】

（煙に敏感な人が増えた）

- ・野焼き自体は増えていないが、以前は通報がなかった地域でも通報が来るようになった。煙に敏感で、被害がなくても、煙が上がっていると通報してくる人が増えた。
- ・苦情者の傾向として、生活環境への支障の有無はともかく、見かけただけで通報してくる人が多い。通りがかりの人からの通報も増えている。生活環境上の支障の有無は重要であるが、通報があれば現場を確認して行為者が分かれば注意している。通報者には事後報告が必要かを聞いて、求める人には報告している。

（指導しても繰り返す行為者がいる）

- ・指導しても繰り返し野焼きをしている行為者がおり、苦情件数が増えていると思われる。

（特定の人から何度も通報してくる）

- ・特定の方が、実害はないが2 km先でも煙が見えると何度も通報してくる。
- ・農地や畑に隣接する住宅に住んでいる特定の方からの通報が多い。
- ・同じ人から繰り返し苦情が来ている。毎回、行為者を確認できないので、本当に野焼きがあるのか分からない。
- ・特殊な案件があり、昔から特定の市民が何度も通報してくる。大気汚染の苦情の1/2、1/3はこの人。通報した場所に行っても野焼きを確認できない。なぜ通報してくるのか分からない。年間100回ほど通報してくる。多い年で213回通報があった。法務担当からは虚偽で何も起きていない通報だから現場に行かなくてもよいと言われたが、万が一のことがある。放置して火災が発生すると困るので無視できない状態。
- ・解決に至らず近所トラブルになり、年に何度も苦情として通報が来ている事案がある。

（一つの発生源に対して複数の苦情があるケースが多い）

- ・一つの発生源に対して複数の苦情があるケースがたまたま多かった。

- 野焼きの禁止について広報しているので苦情件数が増えている。
- 広報により野焼き自体に悪い印象を持っている市民が多い。やむを得ない野焼きへの理解がなかなかされない。

【主なコメント】

(野焼きの禁止について広報しているので苦情件数が増えている)

- ・市民だよりや、チラシでごみの焼却が違法であることを広報している。市民に周知することで通報が増えているのかもしれない。
- ・市で野焼きの禁止について定期的に広報しているので、高齢の方からも野焼きは禁止されているからと苦情として相談される方も多くなっている。
- ・県の条例で10月から11月上旬まで、稲わらと籾殻の焼却禁止を定めており、毎年、その時期になると県と市で通知を発出している。それを見て煙に敏感になって通報する人が増えたのかもしれない。
- ・市内に全戸配布している広報誌があり、皆さん読んでいます。11月に野焼き禁止の広報をしているが、広報誌を見て野焼きは駄目だと知った方からの苦情で11月は苦情件数が多くなる。
- ・相対的に周りの市・他県よりは、燃焼は駄目と周知していることから、苦情が多いのかもしれない。

(やむを得ない野焼きへの理解がされない)

- ・野焼きの禁止についてチラシを配布している。市民向け広報で野焼きは止めてほしいと掲載すると反響があり苦情の件数が増える。苦情者の感覚は、野焼き＝全て悪であり、やむを得ない野焼きへの理解がなかなかされない。行政が野焼きの禁止を推奨しているのに問題だという意識である。
- ・これまで実施してきた広報により野焼き自体に悪い印象を持っている市民が多い。実害がなく離れていても野焼きは禁止されていると思っている人からの苦情が多い。
- ・広報誌で「野焼きは犯罪です」と掲載したことがあるが、住民が議員にその話をして、農業をしている人に必要以上に苦情を言ってしまったこともある。

3. 発生源の傾向

個々の苦情や相談について、「いつ」、「どのような場所で」、「誰が」、「どういったことをしていたのか」を見ていった時に、発生源について、どのようなパターン・傾向が見られるかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

(ヒアリングで確認した事項)

- 例年、苦情が増える時期はありますか？(稲わらを燃やすため、●月に苦情が増える傾向があるなど)
- 野焼きの場所について、田畑など特定の地域や場所への偏りはありますか？
- 農家など特定の職業や個人など野焼きをしていた主体について偏りはありますか？
- 何を燃やしていることが多いですか？(農家の場合は●●、個人の場合は●●)

（1）野焼きが行われる時期・季節

①農家のケース

- 春と秋に農作業に伴う野焼きの苦情が多い。
- 農繁期が終わった時に農業残渣を田畑で焼却する。秋の稲刈り後、9月から10月にかけて苦情が多い。
- 秋の農閑期に刈り入れが終わってから籾殻くん炭の臭いがきついので苦情が増える。
- 冬場は梨の枝の焼却で苦情が寄せられる。
- 季節ごとの苦情の増減はないが、雨が降る前に野焼きが行われる。

【主なコメント】

（春）

- ・春は主に一般家庭の家庭ゴミの焼却が多い。庭木の剪定枝、草刈後の草など。農家の場合は、収穫後の残渣。冬に貯めていたものを春になると焼却している。処分量が多いので、処分にお金がかかる。農業だから許されるでしょうと言って焼却している。

（春と秋）

- ・畑の農作業に伴う野焼きが多い。春から秋に多く、冬は少ない。春から秋は窓を開けるので野焼きを含めて色々な苦情が多い。真夏、真冬には苦情はあまりこない。
- ・春と秋が多い。春は夏に向けて草が伸びる。伸びた草を刈って焼却する事例。梅雨時期は雨で野焼きがない。夏は、草が伸びるので草の量が多いが、暑いので春に比べると野焼きは少ない。秋は田んぼでの籾殻くん炭、蒸し焼き。虫の駆除と肥料になるので行われている。秋は野焼きの煙に対して苦情が増える。
- ・春、秋の田畑での野焼き苦情が多い。4月、5月は田植えの前に耕して水を入れる前の雑草を取って燃やす時期。収穫後の10月、11月も苦情が多い。
- ・野焼きは感覚公害。10月に苦情が多くなる。農業系の野焼きは基本的に5月と6月。それから9月に籾殻の焼却が行われる。24時間換気の家もあるが、10月までは窓を閉めてエアコンをつけていて、涼しくなってきた窓を開けると煙も入ってくる。
- ・6月から10月にかけて苦情が多い。暖かい季節になると野焼きが増える傾向がある。
- ・4月から6月、9月から11月に農作業に伴い稲わら・麦わらの焼却が行われている。
- ・9月頃から苦情が増えて、次は11月から12月にかけて。春は2月、3月に苦情が増える傾向がある。

（秋）

- ・9月から11月にかけて秋口に苦情が多い。
- ・市は田畑が多いので、9月、10月からわらや籾殻を燃やし始めるので、煙で布団が干せないといった苦情が増える。
- ・秋に落ち葉を燃やしたり、県条例で禁止されている稲わら、籾殻の焼却が行われる。

誌上セミナー「大気汚染について」

- ・稲わらを燃やす時期に苦情が多い。農業のサイクルに合わせて苦情が来る。
- ・秋の農閑期に刈入れが終わってから籾殻くん炭の臭いがきついで苦情が増える。
- ・秋は天気の良い日が続くので、田んぼで収穫後の籾殻を焼却している。
- ・栗の生産量が多く、剪定枝を燃やすことが多い。9月から11月に苦情が増える傾向がある。
- ・農業従事者は農繁期が終わった時に農業残渣を田畑で焼却する。秋の稲刈り後、9月から10月に苦情が多い。
- ・10月から12月にかけて苦情が増える。ゴミを焼却するケースは無い。田んぼ、畑どちらもあるが畑のほうが多い。昔から住んでいる農家の方が農業残渣、枝、草、葉、竹などを焼却している。売り出さずに個人で消費するために作物を作っている方も含まれている。
- ・秋にハウストマトの栽培で出るゴミを燃やすので苦情が増える傾向がある。

(秋と冬)

- ・農業が基幹産業であり、秋口には稲刈り後の稲わらと籾殻の焼却。冬場は梨の枝の焼却で苦情が寄せられる。
- ・農業が盛んな地域。秋口は8月末から10月いっぱい、稲刈りに伴う焼却がある。冬場は12月から2月にかけて梨の剪定枝の焼却がある。
- ・9月から2月頃にかけて苦情が多い。3月から夏にかけては、野菜が育っている段階。収穫までの期間は苦情はない。収穫が終わった後、つる、枯れ葉、枯れ枝を燃やすのが9月から2月頃。収穫が終わって集めた枝は量も多いので燃やしている状況。

(その他)

- ・二毛作のところもあり時期は様々。
- ・冬は乾燥していることもあって苦情件数が少ない傾向がある。
- ・通年、剪定枝を燃やすケースに苦情が来ている。田畑や庭のある家、小さな庭でも燃やしている。

②個人のケース

- 一般の家庭ゴミを焼却しているケースは、季節性なく行われている。
- 草が繁茂する時期に野焼きが増える。伸びて刈り取った草を燃やすことが多い。農家ではなく個人が自宅の庭で焼却するケースが多い。草が生える期間は、野焼きが続く。冬はあまりない。
- 10月、11月にかけて、家庭の敷地内の枝や落ち葉の焼却処分に対する苦情が多い。
- 産業廃棄物については、冬場に暖をとるために違法な焼却をしているケースもあるが、苦情に季節性はない。

【主なコメント】

(一般の家庭ゴミに季節性はない)

- ・一般の家庭ゴミを焼却しているケースは、季節性なく行われている。

- ・一般の家庭ゴミ、庭木の枝や雑草の焼却に伴う軽微な野焼きは年間通してある。
- ・雪が降らない時期に一般ゴミの焼却に伴う苦情が来る。
- ・雨の前に苦情が増える。季節ごとの苦情の増減はない。行為者は雨が降る前に焼却してしまおうと考えて行動している。

（草が繁茂する時期に個人の野焼きが増える）

- ・草が繁茂する時期に野焼きが増える。伸びて刈り取った草を燃やすことが多い。農家ではなく個人が自宅の庭で焼却するケースが多い。天気予報を見て、雨が降る前に燃やしておこうという人が多い。今頃（6月末ヒアリング実施）は野焼きが増える時期である。草が生える期間は、野焼きが続く。冬はあまりない。
- ・お盆の時期に庭木を綺麗にした後の枝葉を集めて燃やすので苦情が増える。

（秋に個人の野焼きが増える）

- ・10月、11月が多い。稲わらの焼却に関する苦情は多くない。家庭の敷地内の枝や落ち葉の焼却処分に対する苦情が多い。
- ・秋に畑でつる草などを焼却していることが多い。ほとんどが個人で大規模な農家はない。9月から11月に苦情が増える。

（産業廃棄物の野焼きに季節性はない）

- ・県は産業廃棄物を担当し、市は一般廃棄物を担当している。県には不法行為の通報が多い。産業廃棄物については、苦情が増える時期は体感としてはない。冬場に暖をとるために違法な焼却をしているケースもあるが、苦情に季節性はない。建設系の廃棄物、建物解体の廃棄物、梱包材のプラスチック類、木屑パレット、古くなった資材などを焼却している。廃掃法の許可事業者には厳しく対応。許可の取消しをしている。

（2）野焼きが行われている場所

- 田畑が多い。
- 事業者が資材置き場で燃やしている。
- 個人宅で庭の枝や雑草、落ち葉を燃やしている。

【主なコメント】

（行為者ごとに説明）

- ・大部分が農家所有の田畑。それ以外というと事業者の屋外作業場、個人宅、家庭菜園。
- ・場所は調整区域だと畑が多い。市街化区域は、個人の庭木の剪定のケース。郊外に行くと広い田んぼがあり、稲わらの焼却や籾殻くん炭に伴う煙の苦情が多い。野焼き苦情は稲作がメイン。市街地は分譲されて土地が小さくなるので、家庭菜園で野菜を作っている。年に1、2件、お茶の栽培の採算が

合わなくなり、お茶の生産を止めて、お茶の木を大量に燃やして苦情になるケースがある。

- ・畑で土を掘って窪ませて燃やしていたり、家庭菜園だと畑の真ん中にドラム缶を置いて燃やしている。禁止しているので止めてくださいと指導している。基本的に火が消えるまで見届けている。

(田畑)

- ・ほとんどが田畑。個人宅はあまりない。
- ・畑が多い。稲わらの焼却はほとんどない。稲わら自体は収穫したときに籾と稲わらを分けて、稲わらは細かく刻んで田んぼに落としている。農協で借りている収穫用の機械はそういうタイプが主流。
- ・田畑が多い。家庭菜園として畑を貸しているところもあって、雑草を燃やしている。条例で決まっているので焼却できないと指導している。
- ・田んぼは沢山ある。畑は家庭菜園レベルであるが、周囲の市町村からすると広い畑かもしれない。農場まではいかないがそれなりに広い。一般ゴミはほとんどない。たまに草とか枝葉を燃やすケースもあるが、田畑が多い。最近は、規制を満たしていない焼却炉が結構あって、事業者が焼却炉で一般廃棄物を焼却しているケースもあり、現地を調べてほしいという通報が来ている。
- ・7割以上は農業残渣を畑で焼却しているケース。ゴミを庭先で焼却する例は減っている。増えているのは薪ストーブの煙や屋外で煮炊きしているケースに対する苦情。お金が払えずにガスが止められてバーベキューコンロで煮炊きしている長屋があり、隣家から苦情が来ているが解決できていない。
- ・田んぼで野焼きが気になったことはない。きゅうり、茄子、トマトなどの畑の野焼きが多い。一般家庭は家庭菜園をしているところが野焼きをしている。
- ・市街地ではなく郊外がほとんど。一部田んぼの地域もあるがほとんどが畑。大規模な農家というよりも家庭菜園に近い。色々な野菜を作っている。野焼きは農作業に伴うものが6、7割。その他は庭の枝を燃やしているとか。事業者が廃棄物を焼却するケースはほとんどない。
- ・たき火、ドラム缶を使って焼却している。簡易焼却炉は少数派。

(資材置き場)

- ・事業者が資材置き場でゴミを燃やしていることもある。まずは環境課で現場に行き指導する。その後、廃棄物担当に指導してもらっている。苦情の段階で何を燃やしているのか明らかな場合は、はじめから関連部署に依頼するが、そうでない場合は現場に行っている。

(個人宅)

- ・個人宅で高齢者が家庭菜園をして、雑草を燃やしていることが多い。
- ・紙ゴミ、庭木の枝や雑草の焼却は、市街地などの住宅地で多い傾向がある。周辺の農村地域では、野焼きの実情を知っているもともと住んでいた方からの苦情はない。外から転入した方たちが住んでいる分譲住宅地は苦情が増える傾向がある。
- ・庭の枝や雑草、落ち葉のたぐいが多い。紙やプラスチックなどの家庭ゴミのケースはない。

（3）野焼きの行為者

- 農業をしている人が多い。その土地に長くいる方が行為者になっている。
- 農家主体であるが、元農家の方などが家庭菜園をしているケースもある。
- 昼夜ともに野焼きの行為者を特定できないこともある。

【主なコメント】

（農家）

- ・農業をしている人が多い。その土地に長くいる方が行為者になっている。
- ・農家の人は、農業目的であれば野焼きは許されると思っている人もいる。
- ・市は農業が基幹産業。米、梨の生産が盛んであることから、大規模経営、小規模経営を問わず農業者は焼却をしている。
- ・一般家庭よりも農家の野焼きが多い。野焼き苦情 95 件のうち 56 件が農業に関わるもの。
- ・稲刈り後の焼却は一斉に行われる。現場に行っても行為者が不在のことが多く、指導に至らないことが多い。

（農家と個人）

- ・農家主体であるが、元農家の方などが家庭菜園をしているケースもある。農業に該当しないので可燃ゴミとして出すよう指導している。
- ・農家と家庭菜園が多い。
- ・行為者は農家の場合もあるし、個人の場合もある。高齢者が多い。個人の場合は昔から住んでいる方が燃やしている傾向がある。

（個人）

- ・農業従事者よりも家庭菜園で自家消費の農地を持っている人が雑草や枯れ草、作物の枯れたものを燃やしている。70 代、80 代の高齢者が多い。苦情は若い方が多い印象。
- ・個人の家庭菜園が多い。自分たちで食べられる分だけ作っている。昔から住んでいる方でそういう土地を持っている家庭が多い。元農家も含まれている。年齢を重ねて畑の管理ができないと草が伸びたりする。土地の管理は必要なので、刈った草を燃やしている。野焼きは昔からやっていると主張している。
- ・市内を離れると広めの庭を持っている家もある。家庭菜園で出る農業残渣を燃やしている人もいるし、庭木、生け垣などを剪定した後のゴミを燃やしている人もいる。本来は集積場でゴミ処理をしなければならないが、高齢で持ち込む手段がないために燃やしている。
- ・農家が野焼きをしている場合もあるが、山や畑を管理できない高齢者による野焼きが多い。処分に困って燃やしている。以前は野焼きは苦情にならなかったが、今は苦情になる。元農家で今は自分で食べるだけ栽培している方が農業残渣や枝などを燃やすケースもある。
- ・農家ではなく個人が伸びて刈り取った草を焼却しているケースが多い。感覚的には昔から住んでい

る方が前からやっていることだからと焼却している。

- ・他に方法がないため、高齢者が草、雑草、残渣を燃やしている。ゴミを焼却施設に持って行く、定期収集に出すことが負担になる方が野焼きをしている。
- ・山を持っていたり、広い庭を持っている方が、枝や雑草を燃やしている。
- ・農家を引退した高齢の方が、庭先の片付けをして枝葉を昔から燃やしているケースが多い。
- ・多くは農家ではなく敷地の広い住宅で、庭の樹木も多く、雑草も多いので焼却せざるを得ないケース。昔から草木を燃やす習慣が残っていて、高齢の方が燃やしている。
- ・一般ゴミの軽微な野焼きは、高齢者や市街地ではない周辺の農村地域に居住する方が家の庭で燃やしている。18L入の一斗缶を利用していることが多い。コンクリートブロックを縦横に積んで、そこで日常的に燃やしている。
- ・都市部ではないので、ゴミは焼却するという人が以前からいるが、法律違反であることが伝わって、近所の方から通報が来ている。
- ・最近は首都圏からの移住者が増えている。田舎だから野焼きをしても問題ないと思い込んでいる人がいてトラブルになっている。移住者が行為者になっている。「どうすれば違法にならないで焼却できるのか？」と聞いてくる人もいる。剪定枝や廃材を燃やす人もいた。
- ・野焼きではないが、外でかまどを作り山菜などを煮炊きして、その煙が苦情につながることもある。
- ・行為者は農業従事者が3割ほど、6、7割は一般家庭によるもの。焼却炉で燃やす方が多い。年配の方、外国の方が多い。市の人口の5%が外国人。日本語を話されない方の野焼きも多い。言葉が通じずコミュニケーション不足があって野焼き禁止を知らなかったという外国の方もいる。割合的には高齢者で60代の方が多く、野焼きが禁止であると言ってもなかなか言うことを聞いてくれない。

(特定できない)

- ・昼夜ともに野焼きの行為者を特定できないこともある。

(建設業者)

- ・建設業者が廃材を燃やしていたケースもあった。市で指導をしているが、警察を呼ぶケースもある。

○注意して止める人もいる一方で改善してくれない人もいる。野焼きが慣習化されている地区もあり、行為者が高齢の方だと昔からやっていることだからいいだろうと言ってくる。

【主なコメント】

- ・行為者は頑固な人が多い。聞き入れてくれる人もいるが、野焼きは止めないと一点張りの人もいる。
- ・注意して止める人もいるが一方で改善してくれない人もいる。「以前から住んでおり、これまでやってきたことだから」「以前は苦情がなかったし、注意されたこともない」「どうして野焼きをしてはい

けないのだ」といったことを主張する。野焼きが慣習化されている地区もあり、行為者が高齢の方だと昔からやっていることだからいいだろうと言ってくる。

- ・結局、止めてくれるかは行為者次第というところがある。すぐに止めてくれる人もいるが、昔からやっていることだし、こういった場所に後から引っ越して来て苦情を言われても困ると止めてくれない人もいる。「慣習的に野焼きをしてきたし、昔は何も言われなかった」「なぜここにきて注意されなくてはいけないのだ。もともとここに住んでいたのは俺だ」と主張される。行為者は高齢の方が多い印象。

（4）野焼きで燃やしているもの

- 稲わらや籾殻といった農業関係の野焼きが多い。
- 草刈りをした後のゴミ、作物の残渣を焼却している。
- 果樹園が多いので、剪定枝の野焼きが多い。
- 一般家庭で庭の落ち葉、紙くずなど家が出るゴミを燃やしている。

【主なコメント】

（主体別のコメント）

- ・農家の場合は稲わら、籾殻。事業者は事業ゴミ。家庭菜園だと雑草。個人宅は雑草、枝を燃やしている。
- ・農家の関係は、稲刈り後の稲わら、籾殻。冬場の梨の剪定枝の焼却。個人の場合は、家庭生活の紙ゴミ、庭木の枝、雑草。

（農業関係：稲わら、籾殻）

- ・稲わらや籾殻といった農業関係の野焼きが多い。
- ・米農家が多い地域。くん炭という方法で燃やしている。稲を雑穀した後の籾殻を蒸して長時間燃やす方法。苦情が出やすい。
- ・籾殻は一度燃やすと何日も消えないので苦情も止まない。消すのも大変。
- ・農家は畦の雑草、籾殻を焼却している。

（農業関係：雑草）

- ・農繁期は草刈りをするので、その草を燃やしている。基本的に可燃ゴミとして出すように指導している。
- ・市は畑が多いところ。農作業で発生する草などを燃やす行為がほとんど。大部分が例外規定に該当する野焼き。
- ・草刈をした後のゴミ、作物の残渣を焼却している。
- ・畑の雑草、作物の残渣を焼却している。
- ・雑草を一箇所に集めて土手焼きをしている。

誌上セミナー「大気汚染について」

(農業関係：剪定枝)

- ・ 田んぼというよりも果樹園が多いので、剪定枝の野焼きが多い。
- ・ 果樹（りんご、ぶどう、さくらんぼ）を栽培している。豪雪地帯で雪で果樹の木の枝折れが多く、折れた枝や葉をまとめて燃やしている。法律上はやむを得ないものの、焼却に伴う煙が道路や家に来て迷惑という苦情が来る。

(農業関係：野菜くず)

- ・ 畑の中で野菜くず、枯れ草をドラム缶に入れて焼却していることが多い。

(農業関係：芝)

- ・ 芝の上のほうを刈るので残渣が沢山出る。焼却するが臭いが強い。芝はすぐに燃えないので、それが24時間続く。燻された臭いが夜間も続く、10月の夜など窓を開けていると臭いが家に入ってきて苦情になる。
- ・ 過去2回ほど刈り芝の焼却事案があった。量が多いので煙がすごい。住宅地に煙が流れていくため、消防に通報して鎮火してもらったこともある。芝は稲わらや果樹とは違って煙がすごい。住宅街で煙を吸った方がいた。気管支喘息の方は、万一発作が起きた場合、命に関わることになる。稲わらは短時間で焼却が終わるが、芝生は時間がかかる。籾殻も長時間燃えているのでやっかいである。

(一般家庭)

- ・ 苦情全体の8割は一般家庭の野焼き。庭で落ち葉、紙くずなど家が出るゴミを燃やしている。簡易焼却炉を使っているケースも多い。また、庭の一区画で燃やしていたり、ドラム缶で燃やしているケースもある。以前、市では簡易焼却炉の家庭への設置に補助金を出して設置を促していた時期があった。それなので、野焼きの行為者には「市の補助で設置したのに」と言われてしまう。
- ・ 民家は伐採木を燃やしているケースが多い。
- ・ 一般家庭は枝や落ち葉を燃やしている。
- ・ 高齢者が手紙などを燃やすケースが年に数件ある。
- ・ 家庭ゴミもたまにあるが、産業廃棄物を燃やしているケースはない。
- ・ 神社の杉並木がある。枯れた杉の葉は車が通ると細くなる。それが風で飛んでしまう。自分の土地に飛んできたものは皆さん自分たちで掃除をして、ゴミをまとめて焼却しており苦情につながっている。

4. 苦情や相談の傾向

日頃、寄せられる苦情や相談内容について、どのようなパターン・傾向が見られるかを確認しました。ヒアリングで得られた内容は以下のとおりです。

（ヒアリングで確認した事項）

- こういった苦情や相談の内容が多いですか？（臭い、洗濯物が汚れるなど）
- 苦情や相談をしてくる市民に共通する特性はありますか？（「在宅勤務をしているが…」といった前置きをして連絡してくる人が増えたなど）

（1）苦情や相談の内容

- 洗濯物や布団に臭いがつく、換気をしたいが窓が開けられない、煙の臭いで気分が悪くなるといった苦情が多い。また火事になることを心配する苦情もある。
- コロナ禍では、換気をしたいが窓を開けられないという苦情が増えた。

【主なコメント】

- ・煙が家に入って来て臭い、耐えられない、気分が悪くなった、眠れない。
- ・臭いが圧倒的に多い。煙の臭いに敏感になっている傾向を感じる。
- ・臭いの感覚は人それぞれ。悪臭も同じだが、臭いの感覚は脳内から取り除かれない。一度気になるとずっと気になってしまう。
- ・洗濯物や布団に臭いや汚れがつくので困る。
- ・洗濯物に臭いがつくので、そもそも野焼きを止めてほしいという相談が多い。焼却の時間帯の配慮を行為者に伝えて了承してもらっている。
- ・換気をしたいが、野焼きで窓が開けられない。
- ・喘息や呼吸器官が弱いといった健康被害を訴える人、小さな子どもがいるから心配、妊娠しているから心配といった苦情もある。
- ・火事になることを心配する苦情もある。
- ・学校やスクールゾーンが近いので、危ないし子どもの健康被害が心配といった苦情もある。
- ・駐車場の隣で野焼きをしており、火が車に燃え移ったら危険である、灰が降ってくるといった苦情もある。
- ・この2、3年は、コロナ禍で換気をしたいが窓を開けられないという苦情が多かった。
- ・どこでやっているのかは分からないが、焦げたような臭いがするというアバウトな相談もある。

（2）苦情や相談をしてくる市民に共通する特性

- 野焼きが禁止されていることを知っていて、被害がない場合でも通報してくる人もいる。

【主なコメント】

- ・野焼きで困っているというよりも、燃やしていること自体に指導してほしいと苦情が来る。
- ・ボランティアのように地域を見回って、直接の被害はないが野焼きの通報をして来る人もいる。
- ・中には野焼き＝法令違反という意識の方もいて、生活環境に支障がない場合でも通報がある。

- ・通報により行為者に野焼きを止めてもらった経験のある通報者で、別の野焼きに対しても通報をして来る人もいる。
- ・以前は近所に住んでいる人からの苦情が多かったが、最近は通りがかりで「野焼きはダメなんだろう？」と通報してくる人がいる。
- ・野焼きの禁止を分かっている方は「野焼きは禁止じゃないか」と通報してくる。農家側は、くん炭のために野焼きをしている。考え方の違いがある。
- ・感覚的な意見だが、苦情者が行為者を認識していてもいなくても、直接言わずに行政から行為者に注意してもらいたいという人が多い。

○住宅と農地が近い地域や田畑に隣接する住居からの苦情が多い。もともと田畑だった場所で宅地化が進んでおり、そういった場所に転居してきた人が苦情を申し立てる傾向がある。

【主なコメント】

- ・住宅と農地が近い地域や田畑に隣接する住居からの苦情が多い傾向がある。
- ・別の地域から転居してきた方が苦情を言うて来ることが多い。
- ・人口は減っているが、住宅地は増えている。転入者がいるところで苦情が発生している。
- ・市街化区域側は、外から転入してきた人が多く住んでおり、煙に敏感な人が多い。煙は都市部にはないものなので、野焼きがあると通報してくる人が多い。
- ・農地の宅地転用などによって住宅地が増えている。新しく住み始めた方からの苦情が多い。街から離れた場所で苦情が多いとは一概に言えない。街中でも田んぼや竹林があり、街中で野焼きが行われて苦情が来ることもある。
- ・人口は減少し、空き家が増えている状況である。一方で新築の家が増えているので苦情も増える傾向がある。市の人口と苦情件数は相関関係にあるかどうかは分からない。
- ・市は田舎の街で人口が減っているが世帯数は増えている。これまで畑だったところに団地、アパートが建ち、比較的若い世代が住んでいる。これまで気にされていなかった野焼きがクレームになっている。わりと年配の方であれば気になってもクレームは言わないが、20代から40代は直ぐに通報する印象がある。
- ・小さな農地を高齢の方が切り盛りしているところが多い。昔は一面畑であったが、宅地化が進んでいる。田畑と住宅が混在している場所で、新しく住み始めた方からの苦情が多い。
- ・調整区域の農地が多いところからの苦情も多い。
- ・野焼きが慣習化されている地域がある。宅地化が進んでこれから問題視されなかった野焼きの問題が顕在化していると思う。
- ・農村部が多いので、これから宅地開発が進んでいくと苦情が増えていくと思われる。
- ・もともと農村地帯であったが宅地化が進んでいる。近隣の市から転居してきた方から、野焼きのないところだと思っていたが、ここでも同じように野焼きが行われていたと落胆する方もいる。
- ・「自然が多くて住みやすいところ」と聞いて外から転居してきたが、野焼きが行われており、住みや

すくない、市の対応が悪いと、毎年、繰り返し苦情を言ってくる方がいる。

- ・田んぼや畑に分譲住宅ができています。そういったところに入居した方から、「こんなに野焼きで煙が多いところとは思わなかった」と言われることが多い。住む前にどんな地域であるのかしっかり調べて、野焼きの状況も分った上で来てもらえると苦情が少なくなるが難しいところ。住んでから思っていたのと違う環境だと苦情の原因にもなるし、ストレスの原因にもなる。

○近所トラブルの延長で苦情が発生していることもある。

○地域は古くからあるコミュニティが強い。野焼きの苦情は、そういったコミュニティと別の地域から転居して来た方が上手くやっていけるかがポイントだと思う。

【主なコメント】

- ・近所トラブルの延長で苦情が発生していることもある。
- ・小規模な野焼きが多く、被害はないが背景に近所トラブルがあると思われる苦情が多い。
- ・行為者に直接苦情を言えないので市から伝えてほしいと相談が来る。
- ・地域は古くからあるコミュニティが強い。野焼きの苦情は、そういったコミュニティと別の地域から転居して来た方が上手くやっていけるかがポイントだと思う。
- ・傾向としては、当事者同士で直接に言えばいいのと思う苦情が多い。話を聞いていて、譲るところは譲らないと逆にトラブルになると思う相談も多い。
- ・当事者同士で直接話して妥協点を見つけられればよいが、お互いに問題があるケースもある。
- ・近所トラブルの一環で苦情になっているケースもあるように思う。苦情で嫌がらせをしようとしているような気がする。最近、全体的に自分の権利意識が強いと感じる。近所トラブルの要素が強く、隣には直接言いたくないので市役所から言ってもらおうというもの。これをやると聞く側もよくない。苦情者は、年齢関係なく年配の方もいる。近所のトラブルの場合は、お隣といっても四方八方あるので、原則として匿名は受けないようにしている。生活騒音であれば、お互いでやりましようと言っている。これも原則として匿名は受けていない。苦情によっては職員が現地に行くことも許されないというケースもある。そういった苦情は受けていない。メリハリをつけていかないといけないので。苦情の対応方針を決めている。

○苦情者に共通する特性は特にないという市もあれば、在宅時間の長い人からの苦情が相対的に多いという市もある。

○コロナ禍で在宅勤務をするようになって、これまで気にならなかった野焼きに対して苦情を申し立てる人が増えたという市もある。

○若い世代からの苦情が多いという市もある。

○昔から住んでいる人からも苦情が寄せられるようになっているという市もある。

【主なコメント】

(共通する特性はない)

- ・ 苦情を言ってくる人に共通する特性はない。たまたま家にいて臭いがして苦情を言ってくる人もいれば、4、5年我慢して、我慢の限界になって苦情を言ってくる人もいる。苦情はコロナで増えることもなく変わらずにコンスタントに來ている。

(日中、家にいる人からの苦情が多い)

- ・ 日中、家にいる人からの苦情が多い。野焼きは昼間にあるので、家にいない人からの苦情はない。
- ・ 女性からの苦情が多い印象がある。小さな子どもの有無や主婦かどうかは分らないが、家にいる時間が多いのかもしれない。
- ・ 家にいる時間が長い方、年配の方や主婦からの苦情が多い印象。日中に燃やすことが多いので。たまに若い方からの通報はあるが、年配の方、主婦が多い。
- ・ 在宅時間の長い、若くて小さな子どもがいる女性からの苦情が多い。1回の野焼きでも我慢せずに苦情を言ってくる。
- ・ 野焼きの行為者は高齢者で、通報してくる人は子育て世代が多い。野焼きが一般的な世代とのギャップがあると思う。
- ・ 若い方、女性の苦情が多い印象がある。最近アパートなどに引っ越してきた方で「今、煙が家に入ってきて困っている。誰が燃やしているのかは分らない」といった事案が多い。昔から地域に住んでいれば、誰それが燃やしていると言ってくるが、行為者に関する情報が一切ない。

(在宅勤務により野焼きに気付いた人からの苦情)

- ・ これまで気が付かなかったが、在宅ワークをするようになって野焼きを知ったという苦情が來ている。野焼きの季節ではない時に転入してきたので知らなかったという方もいる。
- ・ 令和2年度は、コロナにより在宅時間が増えたことより、苦情が増えたかもしれない。その後、苦情件数は、増えもせず減りもせずに横ばいだと思う。
- ・ 家に24時間換気システムがあると、家に帰ったときに煙の臭いだらけになってしまう。在宅勤務により、臭いの原因が野焼きであったことに気付くケースもあった。苦情者には24時間換気システムを止めてもらうしかないと言っている。

(若い世代からの苦情が多い)

- ・ 比較的若い方からの苦情が多い。高齢の方からの苦情はめったにない。
- ・ 若い世代で地域のコミュニティに属しておらず顔見知りではない人からの通報が多い。
- ・ 若い世代の苦情の場合、インターネットで色々と調べてくる。他の市の条例を持ち出して來て「野焼きに対して厳しい条例もあるが、どうしてそうしないのか？」と言ってくることもある。
- ・ 若い方も年配の方からも苦情がある。特定の世代に偏りはない。
- ・ 高齢の方はあまり言っていない。30代から50代までの苦情が多い印象がある。

（その他）

- ・昔から住んでいる人からも苦情が寄せられるようになっている。
- ・今、野焼きをしているので直ぐに来て注意してくれという要望が多い。直ぐに行けないこともある。
- ・時期によるが田畑における野焼きで煙が道路に流れて視界が悪くなることもあり、通行人から苦情が来ることもある。

■次回予定

次回の誌上セミナー「大気汚染について」（第4回）では、「焼却（野焼き）」に関する苦情の傾向、特徴及び今後の課題の後編を予定しております。引き続きご活用ください。

診断書ってどんなもの？

公害等調整委員会委員

かみや かずこ
上家 和子

（医師（脳神経外科専門医）
元 日本医師会総合政策研究機構主席研究員）

健康被害を申し立てる事件ではしばしば診断書が証拠として提出されます。記載内容も様式も千差万別、そして、診断書の記述についての申立人の受け止め方も証拠としての位置づけもさまざまです。

そもそも診断書、何がどのように記載されるものなのでしょうか。

医師法二十条には「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを(中略)交付してはならない。(以下略)」とありますから、診断書が発行されているということは医師が診察治療を行い、その結果が記載されているということです。このうち、死亡診断書、出生証明書は医師法施行規則に様式が定められています。その他、公の制度による障害認定や労働災害、交通災害などの認定請求、補償請求などもそれぞれの法律に基づく書式が定められています。けれども、そうした制度に則った書式が示されていない場合には、何をどう記載するかは医師にまったく委ねられています。

もう1つややこしいのは、診断書発行は診療行為ではないので健康保険外のため、文書発行代は自由に設定されるという点です。たとえば、わずか2行の診断書で5千円、というようなものもあり、診断書代が高い、として診断書の発行請求を躊躇する例もあるようです。そのためかどうかわかりませんが、公害等調整委員会への健康被害申し立てにおいても診断書は提出せず、診療報酬明細書の写しや薬局の調剤明細書、領収証のみを提出する事例も珍しくありません。（ちなみに、診療報酬明細書や調剤明細書には診断名は記載されません。）

また、診断書を診療時に対面で発行する場合には、患者側が記載内容に注文を付けること（たとえば、「隣家の室外機に抱えるストレス」といった、診療では確認していない内容について記載を要望することなど）もあるようです。

他方、勤務医の多くは、「診断書の作成業務は診療外の面倒な雑用の一つ」と受け止めていて、自分が発行する診断書の代金がいくら請求されているかを気に留めるこ

ともないようです。このため、医師の働き方改革検討における具体例のなかでも、電子カルテ上に診断書のデフォルトが搭載されたり、医師事務作業補助者(医療クラーク)が下書きしたりすることが歓迎すべき対応として挙げられています。

交付する側は、自分が作成した診断書がどのように受け止められ何に使われるのか関知していないかもしれない、交付された側は、自分の病状、病態をその診断書から読み取ろうとする、という図式です。医師側のコミュニケーション力、説明力の不足はしばしば指摘されています。患者側にも交付された診断書について解釈に疑問があれば医師、医療機関側に問い質すだけの患者力が求められます。とはいえ、現実としては患者医師間のキャッチボールはまだまだ難しいようです。こうして交付された診断書が、公害紛争の被害の証拠の一つとなっているのです。

紛争処理機関にとっては、多くの資料の中の一つである診断書ですが、背景も含めて丁寧に読み取り、的確迅速な課題解決のために活用していきたいものです。

子どもの頃から地図を眺めることが好きだった上家委員は、登山が趣味とのこと。登山の楽しみは、自分が自然の中に溶け込んで、自然の畏敬、大げさにいうと野生の叫びを感じるのだそうです。趣味を持つこと、とくに自然に親しむことは大いにリフレッシュできる機会であり、山へ登ることは無理のない運動負荷で体力維持にもなっているとのことでした。

また、アマチュア落語をしていた同級生に招待された落語会で、自分でもやってみたくなりはじめた落語も楽しみの一つだそうです。落語の面白さは、脚本、演出、主演、助演の全てを一人でやること。とくに登場人物の気持ちになって演じることは面白く、立場が変われば視点も変わりいろいろな発見があるとのことでした。



写真は浅間山へ山スキーに行ったときのものです。最近は厳冬期登山や岩登りはありませんが、幕営縦走や山スキー、沢登りはコースを選べばまだまだ続けられると思っています。

(上家)

次回は、若生俊彦委員（元富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官）によるエッセイを予定しております。

がんばってまーす

公害苦情相談対応で心掛けていること。
まずは現場へ。



三重県松阪市環境生活部環境課係員

みずもと あつし
水本 篤

皆さんこんにちは。^{まつさかし}松阪市 環境生活部環境課の水本と申します。環境課に配属されて3年目になります。今回は、日々の公害苦情相談対応で感じたことをお伝えさせていただきます。

まずは、私の勤務先である松阪市についてご紹介します。松阪市は三重県の中央部に位置し、人口約15万5千人、面積約623km²の都市です。東は伊勢湾、西は^{だいこうさんみやく}台高山脈と^{たかみさんち}高見山地を境に奈良県と接しており、市内には伊勢神宮への参宮道である伊勢街道が通っています。

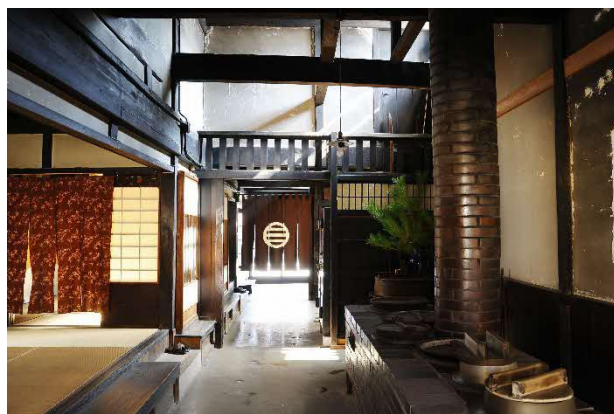


^{たかみやま}
高見山の樹氷

松阪市は“お肉のまち”です。中でも肉の芸術品と称される「^{まつさかうし}松阪牛」は有名ではないでしょうか。市内には松阪牛を取り扱うすき焼きやしゃぶしゃぶ、松阪牛のホルモンを食べることができる焼肉店が数多くあります。ほかにもご当地グルメとして「松阪鶏焼き肉」があり、串を通さず甘辛い味噌ダレをつけて網焼きで食べるのが特徴です。「鶏焼き肉」を看板メニューに

しているお店や専門店も数多く見られます。また、「松阪豚」は、豚特有の臭みがほとんどなく、きめ細かでモモやロースなどの赤身にもサシが入るほど上質で柔らかい肉質は、つきたてのお餅に例えられ、松阪牛と同様に人の体温で溶けるほど融点が低く、さらさらとした良質な脂が一番の特徴です。松阪市はおいしいお肉がたくさんあるまちです。

ほかにも市の中心地にある松坂城跡は日本100名城の一つで、高さ最大約10mにもなる立派な石垣が残っています。この松坂城は戦国武将の^{がもううじさと}蒲生氏郷により築かれ、氏郷公は楽市楽座の開設や、商人を呼び寄せるために伊勢街道の活用など商業の振興を図り、江戸時代に松阪は商人の町として大きく発展しました。松阪からは日本一の大商人として名を馳せた三井グループの祖・^{みついたかとし}三井高利や江戸随一の木綿問屋である長谷川家など多くの豪商を輩出したことから「豪商のまち」としても知られています。



^{きゅうはせがわじろべえけ}
旧長谷川 治郎 兵衛家

さて、本題の公害苦情相談についてですが、当市では環境課保全係3名で対応しております。苦情相談の内容としては、騒音や振動・悪臭といった基本的な公害苦情相談のほかに、飼い犬や野良猫の鳴き声・糞被害、空き地の雑草、野焼きなど、市民の生活環境に関する様々な相談が年間150件程度寄せられています。寄せられる相談には法的な規制のないものも多く、行政がどこまで関与すべきなのか考えさせられる場面も多々あります。また、明らかに所管事務から外れた内容であっても、総合案内や他課からまず本課に案内・転送されることも多く、いずれにしても「市役所では対応できません」と返答するだけでは市民の納得は得られません。逆に行政は何もしてくれないという印象を持たれてしまい、新たな苦情に発展することもあるので、相談者の意図をはかるため、まずは一度現場を確認するという対応を取ることを心掛けています。

そんな現場主義を心掛けている私の対応事例を一つご紹介させていただきます。

ある日、メールで「近所に突然焼肉店が開店し、その臭いに迷惑している！」との相談が寄せられました。「なぜ住宅地で焼肉店が開業できるのか!?」「臭いが気になり夜も寝れない！」など、メールの文面からも非常に憤慨している様子が伺えました。それと同時に「直接苦情を言ってトラブルになるのは怖い」等、精神的に参っている様子も伺えました。そこで、すぐに相談者宅を訪問し、まずは話を聞くことにしました。すると「すぐに話を聞きに来てくれてありがとうございます」と感謝され、落ち着いてお話を聞くことができました。相談者からは臭いに困っているとの訴えとともに、相手方から開店前に挨拶・説明がなかったことに対する不信感を強く感じました。一方で、相談者も今後の近所付き合いのため、原因者とも良好な関係を築いていきたいとの意思があったため、市が仲介に入る

ことを提案し、納得されました。原因となった焼肉店は排気口を屋上に設けたり、脱臭装置を導入していたりと、周囲の住宅に配慮した対策を講じており、現地調査の結果も、焼肉店の周囲では微かに臭いを感じる程度で、不快感を覚える程ではありませんでした。法的な規制基準には該当しない案件でしたが、規制・基準を満たしているからといって対応しないのでは、当事者が感情的になってしまっている場合は、改善が望めないケースもあります。後日、焼肉店を訪問し、相談者からの相談内容を丁寧に原因者に伝えたとこ、しっかりと対策を講じたにも関わらず、周囲に迷惑を掛けてしまっていたことに大変驚かれ、直接相談者に謝罪をしたいとの意向でした。直ちに相談者に連絡を取り、市の仲介の下、当事者同士が直接顔を合わせるようになりました。市が仲介に入ることで、当事者同士、冷静な話し合いができ、最後には相談者が「今度、食べに行くからよろしくな！」と笑顔で言っていたのが印象的です。

苦情相談対応は、規制に該当するかしらないかという判断に頼ってしまう傾向があり、つい「それは市役所では対応できません」と回答してしまいがちです。もちろん公務員は法や条例に基づいて仕事をしていますので、その基準は大事なことです。規制・基準を満たしている案件に対して、指導などを行うことはできませんが、だからと言って何も対応しないという回答では市民はなかなか納得してくれません。行政という中立な立場から、どこまで関与するか常に苦慮しており、対応の難しさを日々感じています。

これからも様々な苦情や相談が寄せられていきますが、江戸時代の商人の商売の心得にある「^{さんぽう}三方よし」のように「相談者よし、原因者よし、行政よし」の対応を心掛け、市民の役に立てるような職員でありたいと思っています。

がんばってまーす

公害苦情相談対応をとおして



愛媛県宇和島市市民環境部生活環境課環境衛生係主事

しみず かずき
清水 一樹

宇和島市は四国愛媛県の南西部に位置し、宇和島伊達家十萬石の城下町として栄えた南予地方の中心都市で、西は宇和海、東は急峻な鬼ヶ城山系に囲まれた起伏の多い複雑な地形をしており、それを活かした農業や水産業が盛んです。

宇和島市には宇和島城があり、市のシンボルとなっています。現在の天守は、藤堂高虎が慶長6年（1601年）に建築後、伊達家2代藩主の宗利が新たに建築したものです。慶長20年（1615年）に伊達政宗の長男、秀宗が入城して以来、伊達家9代の居城となりました。また、宇和島城は全国に12しかない江戸時代の様式を留める天守がある貴重な建築物であり、国の重要文化財に指定されています。城山にたたずむその姿は、朝夕、一日中、どの角度から見ても美しいものです。



宇和島城

また、愛媛みかんの発祥の地であり、みかんをはじめとする「柑橘類」、鯛の刺身を贅沢に使った「宇和島鯛めし」、年に4回開催される

「定期闘牛大会」、7月に開催される「うわじま牛鬼まつり」等を目当てに多くの観光客が訪れます。



うわじま牛鬼まつり

本市で公害苦情相談対応業務を担当するのは生活環境課です。野焼き等を含む典型7公害のほか、空き地の雑草相談、犬猫の糞尿被害、数多くの苦情相談が寄せられます。私は生活保護関係、放課後児童クラブ関係の業務を経て、今年度から生活環境課に配属されたため、公害苦情相談の対応に苦慮しています。今回は苦情相談対応の中でも対応の難しさを感じた事例を2件紹介いたします。

1つ目は、野良猫の糞尿被害等に関する苦情相談です。A地区の自治会長から野良猫の糞尿による被害があることと、野良猫が原因で地域内にノミが大量発生しており自費での殺虫剤散布も金銭的にこれ以上は厳しいとの相談がありました。対応としてはノミに効果があるは不明ですが、殺菌消毒液を散布することと、野良猫に餌やりをしている住民に話を聞くことになりました。消毒液の散布途中で地域住民Bから「今

回の原因と思われる野良猫は地域猫に該当するのか」という質問がありました。「地域猫」は地域住民が主体となっていく活動であるということの説明し、理解を得ることはできました。

また、野良猫の餌やりをしているとされる住民にその確認をしましたが、室内の飼い猫のみに餌やりをしており、屋外に置き餌等はしていないとの返答でした。それ以上の対応はできないため、対応は終了しました。

2つ目は隣接する土地から生えている木に関する苦情相談です。内容は隣接する賃貸物件の敷地内から生えている木を切って欲しいので土地の所有者を教えてくださいとの相談でした。相談者が把握している土地所有者の連絡先が通じず、賃貸物件の住人に対して土地所有者の連絡先を聞くために手紙を入れても返事がないため、生活環境課に相談された次第です。対応としては、生活環境課で土地所有者を調べて、連絡することになりました。調べてみると土地所有者はすでに死亡しており、当市の住民でも無かったため、所有者や相続人への連絡方法は把握できませんでした。しかし、隣接した物件の不動産会社に話を伺うと、当該土地所有者の連絡先が判明し、解決することができました。

当市で多い苦情相談対応について私は次のように思います。

担当が犬猫に関する業務なので犬猫の苦情相談を聞く機会が多いのですが、犬よりも猫の方が糞尿に関する相談の解決が難しい印象です。犬に関しては法律により、登録と係留の義務があり、糞尿等の相談に関しては飼い主が気をつけることで解決に近づくことができます。しかし、猫に関しては、登録等がないため、餌を与えることで居着いた野良猫による被害か、飼い猫による被害かの判別が難しく、相談者に対して自衛に努めてもらうようお願いすることが多いです。餌を与えている人が判明しても、法律に規制がない以上は強制的なことができないのが現状です。

空き地の雑草に関する苦情相談については、空き地の所有者の変更がなく、所有者の特定が困難な場合や、所有者の高齢化等の影響により、雑草に対応することが難しい場合があります。

私は配属されて1年未満と対応経験が少ないため、日々、同僚や上司等のアドバイスを受けながら、苦情相談に対応しています。どのような苦情相談対応でも、法律等による規制がないと行政としてもお願い以上のことができず、ときには相談者から厳しい言葉を受けることがあります。そのようなときは相談者が困っていることは真摯に受け止めながらも、できることとできないことを説明し、相談者に理解してもらえようように努めているところです。苦情相談は最終的には民事で争うことになる問題もあるかと思いますが、可能な限り、当事者間で納得できるようにすることが、生活環境の保全、安心・安全な暮らしに繋がると信じて今後も精進していきたいと思っています。



市指定有形文化財 藩老桑折氏武家長屋門

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、地方自治体への支援活動や、総務省で発行している広報誌「総務省」への記事掲載についてご紹介します。

1 「公害紛争処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」を開催

公害紛争処理及び公害苦情相談を担当する職員間の情報共有や連携を支援する会議を全国6ブロックで実施しています。

今年度は10月に東海・北陸ブロック会議を福井市で、九州・沖縄ブロック会議を宮崎市で、中国・四国ブロック会議を高松市で開催しました。会議では、公害等調整委員会から公害紛争処理制度についての説明、公害苦情相談アドバイザーによる講演が行われた後、県と市に分かれての事例紹介やグループ討議を実施し、活発な意見交換が行われました。

残り3ブロックの会議については、11月に開催する予定です。



東海・北陸ブロック会議（於 福井県協ビル）

公調委 HP には、地方自治体の方に向けたページがありますので、ぜひご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



2 広報誌「総務省」への情報掲載について

広報誌「総務省」令和5年9月号の「MIC NEWS01」において、「公害苦情相談窓口」を紹介しています。

記事では、公害苦情相談窓口に相談した際の解決までの流れについて解説しています。また、令和5年4月から公害等調整委員会における手続きの一部をオンライン化したことについてもお知らせしています。

広報誌「総務省」は、総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。



総務省ホームページ

広報誌「総務省」9月号

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/02koho03_03004497.html



公害等調整委員会の動き (令和5年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月18日	令和3年（ゲ）第5号事件・令和4年（ゲ）第2号 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請 事件 第1回審問期日	東京都
8月1日	令和4年（セ）第3号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第4 回審問期日	東京都
9月5日	令和2年（セ）第8号・令和2年（ゲ）第3号 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責 任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
9月5日	令和3年（ゲ）第17号 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被 害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
9月19日	令和4年（セ）第1号 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動に よる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和5年(ゲ)第5号)

令和5年7月5日受付

本件は、申請人に生じためまい、吐き気、頭痛、手の震えの健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第5号)

令和5年7月18日受付

本件は、申請人建物(申請人が経営する会社の事務所、工場及び自宅)の隣地で被申請人が経営する金属鑄造工場から発生する悪臭、振動、粉じん(金属粉)により、申請人は多大な精神的・身体的被害及び生活上の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金330万等の支払を求めるものです。

○ 鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号)

令和5年7月18日受付

本件は、申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から発生する音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)により、申請人らが多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めるものです。

○ 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第7号)

令和5年7月18日受付

本件は、被申請人が経営するレンタルスタジオから発生する低周波音及び振動により、申請人らが多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めるものです。

○ 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第6号)

令和5年7月21日受付

本件は、申請人らに日常的に生じている頭痛及び不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音及び高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第7号)

令和5年7月27日受付

本件は、申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのヒビ割れ等の財産被害は、製造会社(被申請人)の手配した解体業者(被申請人)による解体工事が原因である、との裁定を求めるものです。

○ 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第8号)

令和5年8月1日受付

本件は、申請人宅に隣接する被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音（従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員らの話し声、従業員の業務等によって発生する騒音）により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 550 万等の支払を求めるものです。

○ 横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和 5 年（セ）第 9 号）

令和 5 年 8 月 1 日受付

本件は、被申請人が経営するスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機及び冷凍・冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らは多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 660 万等の支払を求めるものです。

○ 渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和 5 年（セ）第 10 号事件）

令和 5 年 8 月 4 日受付

本件は、申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファンとダクトの稼働音（騒音）により、申請人が多大な精神的・心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金 532 万 9296 円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

（公調委令和 5 年（ゲ）第 8 号事件）

令和 5 年 8 月 29 日受付

本件は、申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品

が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和 3 年（セ）第 9 号事件）

① 事件の概要

令和 3 年 12 月 7 日、東京都大田区の住民 2 人から、隣接する飲食店運営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が経営する飲食店から、定休日を除き早朝より深夜まで、空調機・換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時に臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人 A は体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を被っているなどとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 355 万 736 円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音及び臭気と申請人 A に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 5 年 7 月 5 日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

公害等調整委員会の動き

- 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う
地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件
(公調委令和4年(ゲ)第6号事件)

① 事件の概要

令和4年5月25日、埼玉県越谷市の住民1人から、石油製品販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有している居宅及び工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下と当該居宅及び工房等に生じた家屋被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めましたが、令和5年7月25日、本件申請について、上記建設に係る工事は被申請人が行ったものではなく、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとはいえないなどと判断し、本件申請を不適法なものとして却下するとの決定を行い、本事件は終結しました。

- 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和5年(ゲ)第5号事件)

① 事件の概要

令和5年7月5日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じためまい、吐き気、頭痛、手の震えの健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和5年8月29日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

- 鉾田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件
(公調委令和3年(ゲ)第10号・令和5年(調)第8号事件)

① 事件の概要

令和3年8月27日、茨城県鉾田市の住民1人から、隣接する住民を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人宅に生じた振動被害は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等から低周波音を発生・拡散させたことによるものであり、また、振動被害が悪化したのは、被申請人がアルミ塀を立てたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件につ

いては当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年6月23日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日を開催しましたが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和5年7月7日、調停を打ち切り、同年9月12日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第1号事件）

① 事件の概要

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び同店舗外での客の騒擾等により、申請人Aは、同店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの行為の仲裁に迫られ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めた事件について、職権で調停に付し（平成27年（調）第3号事件）、平成27年5月29日、調停が成立した事件です。

令和5年2月14日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めましたが、令和5年9月12日、申出人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第5号事件・令和4年（ゲ）第2号事件）

① 事件の概要

令和3年4月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民1人から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民3人並びに鶏舎所在地の住民によって構成される自治会を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との裁定を求めたものです。

その後、令和4年1月31日、申請人により裁定を求める事項が変更されました（被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞（けいふん）等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、との裁定を求める。）。

一方、令和4年2月21日、上記被申請人らである住民3人及び自治会から、上記申請人である養鶏場を営む住民1人を相手方（被申請人）として、被申請人らに生じた①平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機

公害等調整委員会の動き

等の稼働によるものであること、との裁定を求める申請があり（公調委令和4年（ゲ）第2号事件）、同年3月17日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年9月14日、申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、被申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件（公調委令和5年（フ）第1号）

令和5年9月11日受付

申請人が、岐阜県知事（処分庁）に対し、岐阜県知事が行った砂利採取計画の変更申請（採取期間の延長）に対する不認可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。

都道府県公害審査会の動き (令和5年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
埼玉県 令和5年(調)第4号事件	国道沿線等騒音被害防止及び損害賠償請求等事件	R5.5.29
京都府 令和5年(調)第2号事件	エアコン室外機からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	R5.7.10
神奈川県 令和5年(調)第2号事件	マンション階下からの騒音被害防止等請求事件	R5.7.18
山梨県 令和5年(調)第3号事件	自治会からの騒音被害防止請求事件	R5.7.24
京都府 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの悪臭・騒音等防止及び損害賠償請求事件	R5.7.26
東京都 令和5年(調)第1号事件	運送業者営業所からの騒音防止請求事件	R5.8.2
東京都 令和5年(調)第2号事件	マンション駐車場からの騒音防止請求事件	R5.8.3
東京都 令和5年(調)第3号事件	飲食店からの煙害防止請求事件	R5.8.3
埼玉県 令和5年(調)第5号事件	エアコン室外機等からの騒音被害防止請求事件	R5.9.21
東京都 令和5年(調)第4号事件	学童保育施設からの騒音防止請求事件	R5.9.26

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 令和4年(調)第1号事件 [動物ふん尿の投棄による水質汚濁等被害防止請求事件]	群馬県 住民1人	群馬県 住民1人 群馬県 (代表者知事)	令和4年7月20日受付 (1)温泉旅館の営業ができなくなったことに対する補償(2)畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された申請人活動地の温泉湧出井戸の回復(3)ミネラルウォーター製造設備費の支払い。(4)被申請人B活動地の土壌の回復及び、今後地下浸透が起こらない、畜産農業に係る動物のふん尿で汚染された雨水や土砂が申請人の土地に流れ込まない対策。 (5)金3,000万円の賠償 ・申請人所有地の温泉湧出井戸を掘った時の額2,000万円 ・ミネラルウォーター製造設備費900万円 ・生活の糧を失ったことに対する当面の補償100万円	令和5年7月20日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
栃木県 令和5年(調)第1号事件 [岩石採取場からの騒音・粉じん被害等防止請求事件]	栃木県 住民39人	採石会社	令和5年4月3日受付 (1)被申請人は、被申請人が岩石採取計画において定めた就業日及び就業時間、騒音と粉じんを防止するための措置を遵守しなければならない。 (2)被申請人は、上記計画のうち就業時間を日曜日のみならず祝祭日も除くものとし、その操業に伴い発生する騒音をさらに低減し、防じんの措置を執らなければならない。	令和5年8月7日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 令和5年(調)第3号事件 [飲食店排気口からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]	埼玉県 住民1人	飲食店経営会社	令和5年6月12日受付 (1)南向きに設置されている店舗の排気口を北側に伸ばし、排気が南や風下である東側に来ないようにすること。 (2)脱臭と脱脂処理をした上で排気すること。 (3)悪臭や刺激物質で汚染され	令和5年9月11日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			た布団、カーテン、衣類他の回復費用を負担すること。換気扇、布団乾燥機にかかる電気代、消臭剤代、シーリング代、その他費用を負担すること。 (4)この手続にかかった費用を支出すること。	
大阪府 令和5年(調)第1号事件 [鉄軌道騒音・振動被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	鉄道会社	令和5年6月19日受付 被申請人の電車による振動を改善する補修の実施を求める。	令和5年9月12日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
兵庫県 令和5年(調)第1号事件 [酒販卸作業に係る騒音防止対策等請求事件]	兵庫県 住民1人	酒類販売会社	令和5年3月10日受付 (1)防音壁の設置、倉庫及び駐車場前のグレーチングの修理、トラックのブザー音の低減や鳴らさないようにすることなど、被申請人の会社からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、会社の作業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日及び祝祭日の作業は行わないこと。(3)2019年11月に10年以内に現在地から移転をするとの発言があり、進捗状況がどうなっているのか回答すること。	令和5年9月22日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
神奈川県 令和5年(調)第2号事件 [マンション階下からの騒音被害防止等請求事件]	神奈川県 住民1人	神奈川県 住民1人	令和5年7月18日受付 下記2項を騒音源である長女 の家主である被申請人に監督 不行き届きとして求めたい。 (1)主に申請人が寝室で使用 している北西洋室において、 ほぼ連日の23時前後から5	令和5年9月25日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			時半ごろまで長時間の断続的な壁叩きによる騒音の即時停止と完全な再発防止。 この再発防止には、A：集合住宅の規約違反から自主退去、B：親による常時監視、C：現状住居で可能な対策（部屋の移動等）が考えられ、本来は再発防止策として、AかBを必須としたいが、被申請人には大変重い対応からこの調停では受入れ難いと考えられるため、Cで納得できる対策が可能ならば和解する方向で考えたい。 (2) 損害賠償または慰謝料の請求	
神奈川県 令和5年(調)第1号事件 [近隣家屋解体工事振動等被害損害賠償請求事件]	神奈川県 住民2人	建設会社	令和5年6月20日受付 被申請人は、申請人らに対し、352万9900円及びこれに対する令和4年11月18日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払えとの調停を求める。	令和5年9月27日 申請取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和5年7月1日から令和5年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第 115 号 令和 5 年 11 月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00（祝休日及び12月29日～1月3日は除く。）

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



X @MIC_kouchoi

